

「国税徴収法施行規則第一条の四第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件（国税庁告示第十九号）」の概要

- 1 令和 2 年度税制改正に伴い、国税徴収法施行規則第一条の四第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等を定める件を次のとおり定める。
 - ・ 国税徴収法施行規則第一条の四第三項に規定する国税庁長官が指定する許認可等は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の免許及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条の許可とする。
- 2 この告示は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。